

学習支援ボランティア募集

- ◇**対象** 市内在住の人
- ◇**内容** 市内の小学校、松原分校
小学部での算数科の指導（計算）、
家庭科の指導（裁縫、調理）、書
写の指導（硬筆、毛筆）、学校図
書館業務の補助、特別支援教育
の生活補助など
- ◇**申込期限** 5月31日(水)
- ◇**申込先** 学校教育課・市内各小
学校・各公民館に備え付けの申
込用紙に必要事項を記入し提出
- ◇**問い合わせ先**
学校教育課（☎ 82-1201）

市立学校適正規模適正配置 検討委員会の委員を公募します

教育委員会の諮問に応じ、市内
小・中学校の適正規模および適正
配置に関する事項を調査・審議し、
答申する審議会です。

【**募集人員**】 3人（応募多数の
場合は抽選）

【**応募要件**】 20歳以上の市民
（本市の他の審議会委員、まち
づくり市民会議等の委員、市職
員および市議会議員は除く。）

【**任期**】 平成18年6月から答
申をする日まで（約5か月・5
回程度開催予定）

【**応募方法**】 専用の応募用紙に
必要事項を記入し、期日までに
提出してください。郵便、FAX、
E-mailでも構いません。なお、
応募用紙は市民活動推進課、教
育総務課、南支所、公園通出張
所、総合事務所地域行政課、埴生
支所、厚陽出張所にあります。ま
た、市のホームページからもダウ
ンロードできます。

(<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp>)

【**募集期間**】 5月15日(月)まで
（郵送の場合は、当日消印有効）

【**その他**】

提出書類は返却しません。

【**問い合わせ・提出先**】

〒756-8601 教育総務課
（☎ 82-1200 FAX 84-8691）
E-mail: k-soumu@city.sanyo-onoda.lg.jp

エンジョイスports参加者募集

■**開催日** 6月1日(木)～11月16日(木) 毎週木曜日

開催日	種目	会場
6月1・8・15・22日	ビーチバレーボール	市民体育館他
6月29日 7月6・13・20日	ニュースポーツ （詳細は未定）	市民体育館他
7月27日 8月3・10・24日	水泳・アーチェリー	市民プール他
8月31日 9月7・14・21日	インディアカ ラージボール卓球	市民体育館
9月28日 10月5・12・19日	グラウンドゴルフ	小野田運動広場他
11月2・9・16・23日	バドミントン	市民体育館

■**対象** 市内在住の家庭婦人および60歳以上の男性

■**参加料** 全種目を通じて3,500円（スポーツ傷害保険料を含む）

■**定員** 50人

※定員になり次第締め切ります。

■**問い合わせ・申込先** 体育振興課（市民体育館内 ☎ 84-2430）

お知らせ

くらしの相談員が決まりました

平成18年度山口県くらしの相談員は次の方々です。県民が健全な消費生活を営むことができるよう、消費者からの苦情・相談の窓口として活動されます。

■くらしの相談員

白石 貴美子さん（浜 ☎ 83-6202）

茶屋 由子さん（梅田 ☎ 83-5837）

◇問い合わせ先

商工労働課商工労働係
（☎ 82-1150）

県税の「夜間納税(相談)窓口」

県税事務所では、昼間に納税または納税相談ができない事情のある方のために、「夜間の納税(相談)窓口」を開設します。ぜひご利用ください。

◇とき

5月29日(月)～31日(水) 20:00まで

◇ところ・問い合わせ先

宇部市琴芝町一丁目1-50
宇部県税事務所（☎ 21-2111）

児童手当制度改正

児童手当の支給対象年齢が、小学校3年生から小学校6年生までに拡大され、併せて所得制限が引き上げられます。支給には手続きが必要です。（公務員は勤務先）

■これまで所得制限により児童手当を受給していない保護者の方

所得制限の引き上げにより新たに児童手当を受給できる場合がありますので、保護者の方は認定請求の手続きが必要です。

■平成18年度に小学4年生の児童がいる保護者の方

これまで児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。

■平成18年度に小学5年生または6年生の児童がいる保護者の方

児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給中の保護者の方は額改定請求の手続きが必要です。

◇**請求窓口** 児童福祉課・総合事務所市民窓口課社会福祉係・南支所・埴生支所・公園通出張所
※詳しくはお問い合わせください

◇問い合わせ先

児童福祉課児童家庭係（☎ 82-1175）